

保証ファクタリング

ご 案 内

KHS 北保証サービス株式会社

「保証ファクタリング」とは…①

- 北保証サービス㈱（KHS）は、お客様が元請建設企業に対して有する債権（売掛金・手形）の支払を保証させていただきます。

商品	個別保証		枠保証
	売掛金保証	手形保証	
概要	● 元請建設企業への支払請求段階から支払日までの支払保証を受けることができます。 ● 元請建設企業に対する下請建設企業等の請求金額の80%を上限として保証します。 ● 元請建設企業から支払金額の通知等があった場合、その支払金額の全額を保証します。	● 元請建設企業が振り出した手形（約束手形）の決済日までの支払保証を受けることができます。 ● 手形の額面金額を上限として保証します。 ● 「手形保証」を利用した下請建設企業等については、加えて「手形割引」を利用することが可能です。	● 特定した工事について審査時点では債権額を確認できない将来発生する債権を対象に設定する保証極度額（保証枠）および保証期間の範囲内で支払保証を受けることができます。
特徴	● 元請建設企業に対して有する債権を下請建設企業等の要望に応じて<u>個別に審査・保証</u>します。 ● 元請建設企業が倒産しても、保証金額の範囲内で売掛金を100%保証します。	● 元請建設企業に対して有する債権を下請建設企業等の要望に応じて<u>個別に審査・保証</u>いたします。 ● 元請建設企業が倒産しても、保証金額の範囲内で手形を100%保証します。	● 元請建設企業との契約を締結していれば、当該工事において将来発生する債権を<u>ご要望の保証極度額（保証枠）および保証期間について審査・保証</u>します。 ● 元請建設企業が倒産しても、保証極度額（保証枠）および保証期間の範囲内で売掛金・手形を100%保証します。

「保証ファクタリング」とは…②

- 北保証サービス㈱（KHS）の「保証ファクタリング」をご利用いただくと次のようなメリットがあります。

保証ファクタリング

のご利用メリット

・元請建設企業の倒産等の場合、保証限度額内で債権を100%保証します。

債権保全

・当社独自のリスク管理手法により低廉な保証料を実現します。

低廉な保証料

元請にはサイレント

・元請建設企業に対してはサイレントで保証をご利用いただけます。

ニーズに合わせた保証

・根保証方式ではなく、ご要望に応じて債権を個別に保証します。

「下請債権保全支援事業」による保証とは…

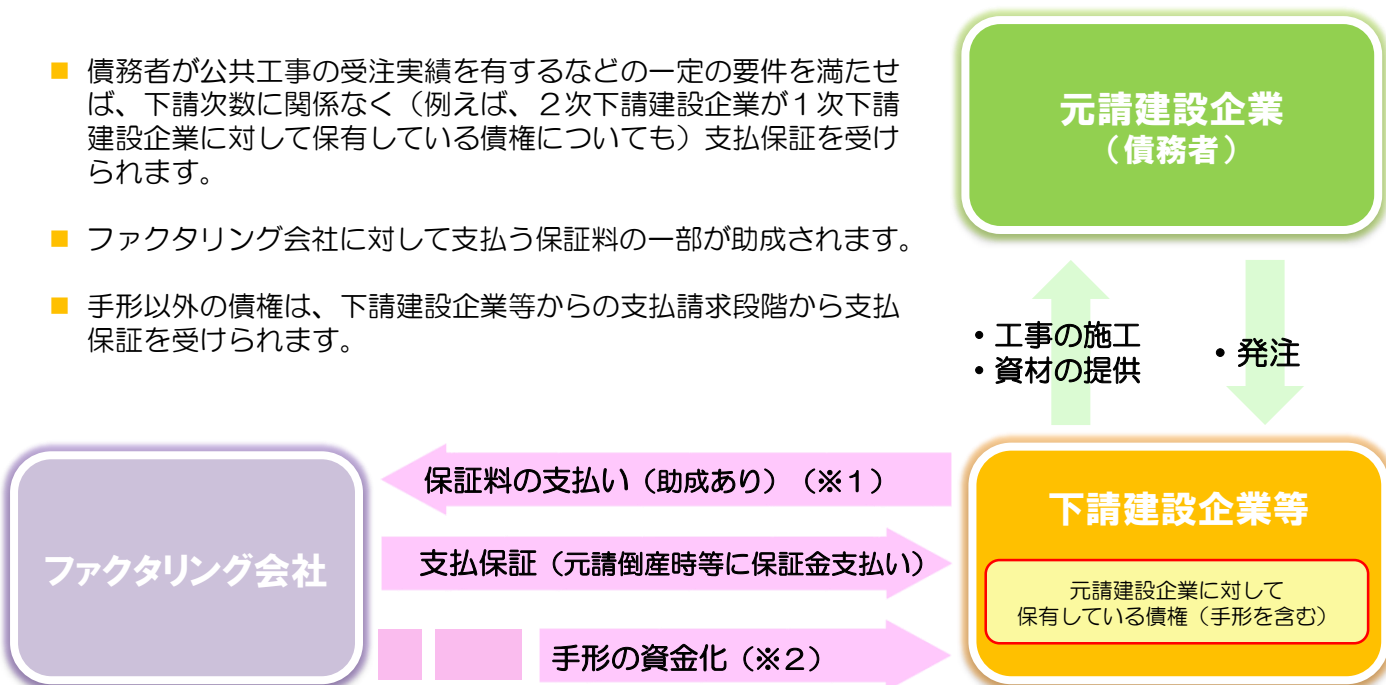
- 国土交通省は、下請建設企業等の経営および雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため『下請債権保全支援事業』を創設しました。
- 北保証サービス㈱（KHS）は、平成22年2月25日に本事業におけるファクタリング事業者に認定され、本制度に基づき、保証を取扱うことも行っています。

下請債権保全支援事業の概要

（国土交通省ホームページより一部抜粋）

下請建設企業等（下請建設企業・資材企業）が元請建設企業に対して有する債権（手形を含む。）について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

- 債務者が公共工事の受注実績を有するなどの一定の要件を満たせば、下請次数に関係なく（例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても）支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に対して支払う保証料の一部が助成されます。
- 手形以外の債権は、下請建設企業等からの支払請求段階から支払保証を受けられます。



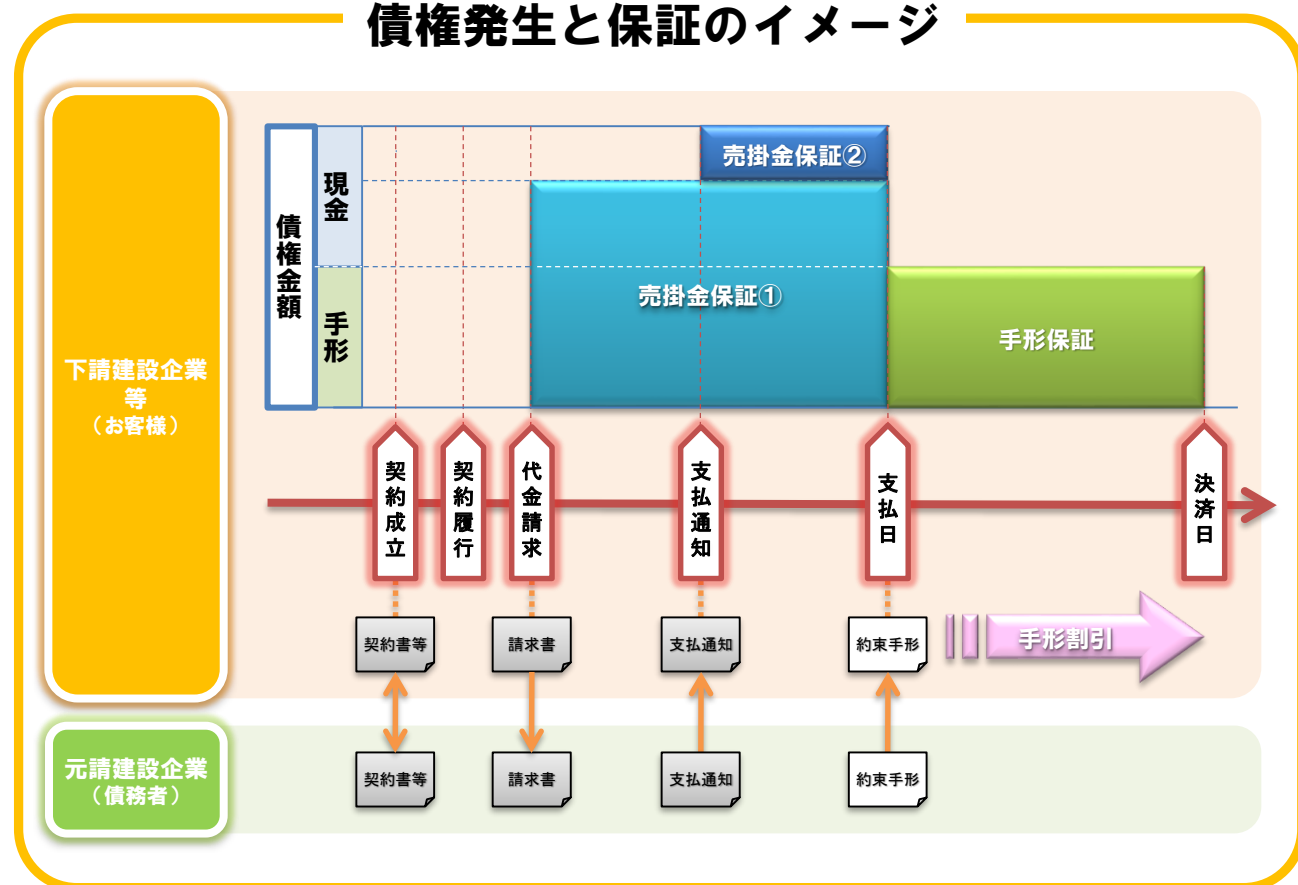
（※1）保証料の助成は、保証料率の3分の1（保証される債権額の年率1.5%を上限）です。

（※2）北保証サービス㈱では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

「個別保証」とは…

- 既に元請建設企業に対して取得している債権（売掛金・手形）の保証には『個別保証』をご利用ください。

債権発生と保証のイメージ



売掛金保証①

- 元請建設企業への支払請求段階から支払日までの支払保証を受けることができます。
- 元請建設企業に対するお客様の請求金額の80%を上限として保証いたします。

売掛金保証②

- 「売掛金保証①」をご利用いただきましたお客様のオプション商品です。
- 元請建設企業から支払金額の通知等があった場合、その支払金額の全額を保証いたします。

手形保証

- 元請建設企業が振り出した手形の決済日までの支払保証を受けることができます。
- 「手形保証」をご利用いただきましたお客様につきましては、加えて「手形割引」をご利用いただくことが可能です。詳しくはお問い合わせください。

保証料等 ご負担額算出例

（個別保証）

算出条件

A建設(株)銘柄の額面金額200万円の手形で、保証開始日から支払期日まで90日（両端入れ）、保証料率4.5%（年率）の場合

- ①保証料：200万円×4.5%×90日／365日＝22,191円
- ②事務手数料：1,100円
- ③助成金：200万円×1.5%×90日／365日＝7,397円

国の制度の場合 **15,894円**
(＝①＋②－③)

「枠保証」とは…①

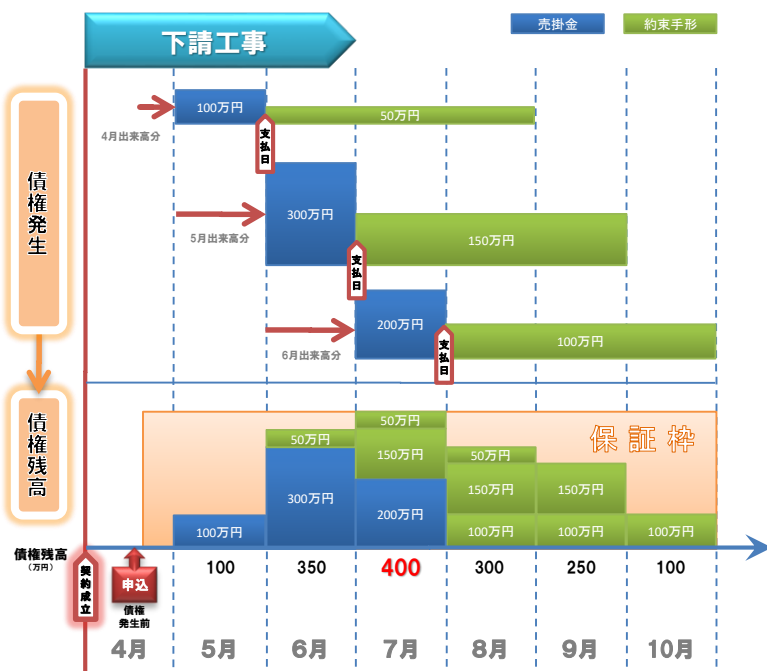
A『枠保証』とは…

- 元請建設企業と契約を締結をしている特定した工事において、将来発生する債権についての保証をご希望の場合は、『枠保証』をご利用ください。

元請・下請間の支払と枠保証のイメージ

前提条件

元下支払条件：月末締め→翌月月末払い
現金：手形＝50：50／手形サイト90日
下請工事内容：下請負金額600万円、工期4/20～6/30



申込手順

①A工事の契約を締結！

②A工事における債権発生と債権残高をシミュレーション！

このシミュレーションによると理想の保証極度額（保証枠）設定は次のとおり！
【保証極度額（保証枠）】 400万円
【保証期間】 4/20～10/31

③保証審査を依頼！

④保証条件を確認！

⑤早速、保証申込み！

100%
保証

元請建設企業との契約後に当社の『枠保証』を利用すれば、元請建設企業が倒産しても、保証している工事について保証極度額（保証枠）および保証期間の範囲内で、売掛金・手形を100%保証！

※ただし、保証取引契約の免責条項に該当する場合は、当社は保証債務の履行責任を負いません。

営業
促進

『枠保証』を利用することにより、信用不安のある元請建設企業との取引、新たな元請建設企業との取引開始などに活用して、貸倒れを気にせずに営業、さらには下請施工、資材販売を促進！

「枠保証」とは…②

B 対象債権の要件

- お客様と締結する「保証取引契約書（枠保証）」に基づく、『枠保証』の対象債権の要件は以下のとおりです。

【対象債権の要件】

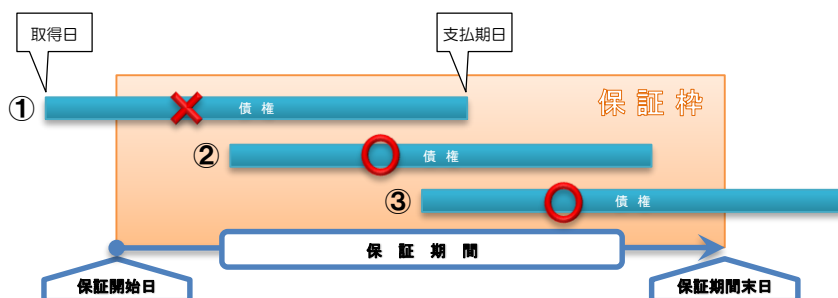
『枠保証』における支払保証の対象となる債権要件は次のとおりです。

- ・ 債権（売掛金および約束手形）の取得日（※）が保証期間内であること

※ 債権の「取得日」とは以下を指します。（以降も同様）

- ・ 売掛金 …元請建設企業への請求日、または元請建設企業による支払通知の発行日
- ・ 約束手形…元請建設企業の振出日

対象債権のイメージ



【解説】

- ①…「X」：保証開始日以前を取得日とする債権は保証対象とはなりません。

※『個別保証（売掛金保証・手形保証）』での対応が可能です。（別途審査が必要となります）

保証料等 ご負担額算出例

（枠保証）

算出条件

B建設㈱に対する保証極度額400万円で、保証期間が195日（両端入れ）、保証料率4.5%（年率）の場合

- ①保証料：400万円×4.5%×195日／365日＝96,164円
- ②事務手数料：3,300円
- ③助成金：400万円×1.5%×195日／365日＝32,054円

国の制度の場合 **67,410円**
（＝①＋②－③）

「枠保証」とは…③

C 保証金の支払要件

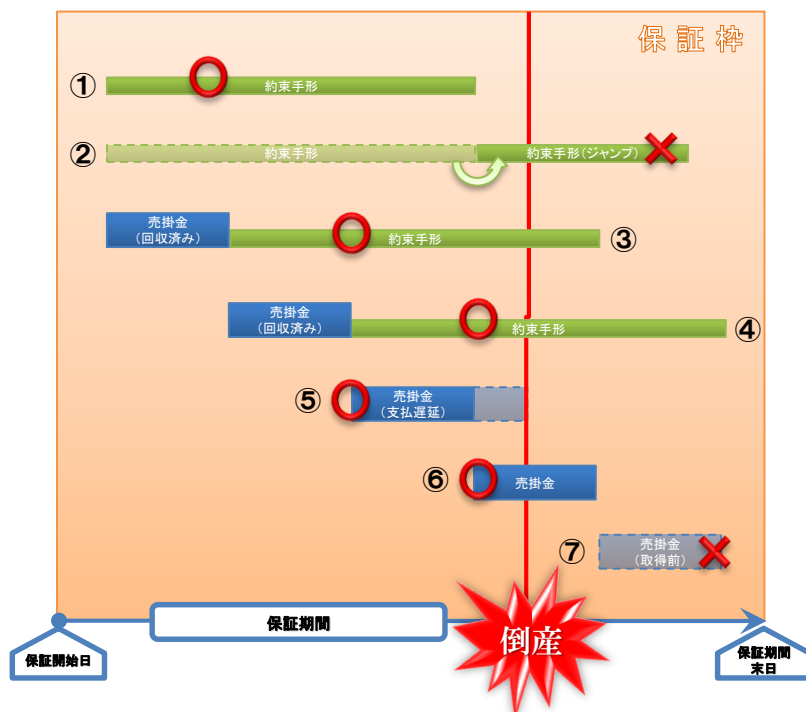
- 以下の要件を満たす場合、お客様は対象債権を当社に譲渡等した上で保証金を請求することができます。

【保証金の支払要件】

『枠保証』における保証金の支払を受けることができる要件は次のとおりです。

- A 支払保証の対象となる債権の要件を満たしている
- B 元請建設企業の倒産等の事由発生日が保証期間内であること
- C 債権（売掛金および約束手形）の取得日が元請建設企業の倒産等の事由発生日の前日までであること
- D 原則として、債権（売掛金および約束手形）について以下の書類の写しを提出できること
 - ・「請求書」（※支払通知書がある場合は支払通知書も含む）
 - ・「総勘定元帳」
 - ・「法的整理における確定債権額を確認できる書類（倒産が民事再生手続等の法的整理である場合）」
 - ・「任意整理における認定された債権額を確認できる書類（倒産が任意整理である場合）」

保証金支払のイメージ



【解説】

- ②…「X」：お客様が、元請建設企業に対して当初の支払期日の延長を認めた債権（ジャンプ手形を含む）については保証金はお支払いできません。

下請債権保全支援事業による保証をご利用される前に

- ご利用に際しまして、北保証サービス(株) (KHS) 所定の審査を行います。下請債権保全支援事業による保証をご利用の場合は、国土交通省が定める以下の条件を満たす必要があります。
- お申込みの前に、当社までお問い合わせください。
- 審査の結果、お客様のご希望に沿えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

元請建設企業 (債務者)

- ① 下請契約における注文者(注1)であって、支払保証を開始しようとする日において有効な経営事項審査を受けていること、または支払保証を開始しようとする日の属する年度もしくはその前年度に公共工事の受注実績があること
- ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと(ただし、再生手続又は更生手続の終結の決定を受けている場合は対象となります)
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと
- ④ 財務内容の健全性が著しく損なわれていないこと
- ⑤ 不正または不誠実な行為をするおそれがないこと
- ⑥ 元請建設企業1社当たりの保証限度額を超過していないこと

(注1) 発注者と契約した元請建設企業のほか、1次以降の下請建設企業も対象となります。

下請建設企業等 (お客様)

- ① 履歴事項全部証明書により商号、住所、代表者が確認できること
- ② 原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、または常時雇用する従業員数が1,500人以下であること
- ③ 元請建設企業から建設工事を直接請け負っている下請建設企業または元請企業に建設工事に関する資材を直接供給している資材企業であること(注2)
- ④ 下請建設企業等1社当たりの保証限度額を超過していないこと
- ⑤ 営業停止および建設業許可取消の処分、並びに公共工事にかかる指名停止を受けていないこと

(注2) 元請建設企業との契約のほか、1次以降の下請建設企業と直接契約した建設企業や資材企業も利用することができます。

債 権 (売掛金・手形)

- ① 元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事(公共工事・民間工事)の代金の支払いに関するものであること
- ② 個別保証審査依頼日から支払期日までの期間が、売掛金については原則14日以上、手形については原則40日以上であること
- ③ 手形の場合、振出日から支払期日までの期間が原則として120日以内であること
- ④ 保証申込1回当たりの申込金額が100万円以上であること
- ⑤ 不渡または支払期日の書換(手形の場合、いわゆる手形ジャンプ)がないこと

保証料率

- 年率3.0%~15.0%

助成後

(助成率 : 保証料率の3分の1 (ただし、年率1.5%が上限))

- 年率2.0%~13.5% (国の制度の場合)

事務手数料

- 個別保証 : 元請建設企業1社につき、1,100円(税込)
- 枠保証 : 新規・増額・延長につき、3,300円(税込)
減額・廃止につき、1,100円(税込)

担 保

- 担保および連帯保証人は必要ありません



上記はご利用条件の一部を記載しております。詳しくはお問い合わせください。

お申込みの手順

「お申込み」から「保証開始」まで

1. 新規登録書類のご提出（初めてご利用いただく場合）

初回のみ新規登録（保証取引契約の締結など）の手続きが必要となります。登録に必要な書類を送付しますので当社まで連絡ください。

なお、登録いただいても保証限度額、成因書類などの審査により保証できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

KHS
北保証サービス(株)

《必要書類》

(1)～(6)を提出
【初回のみ】

2. 「個別／枠保証審査依頼書」のご提出

「個別／枠保証審査依頼書」に必要事項を記入の上、次の書類を添付して提出してください。

- 個別保証の場合・・・成因明細書と成因確認書類
- 枠保証の場合・・・契約確認書類

《必要書類》

(7)～(9)を提出
【ファクシミリ・電子メール可】

3. 「個別／枠保証申込書」のご提出

「個別／枠保証審査依頼書」に基づき、当社が提示した「個別／枠保証審査結果通知書」に記載されている債権から申込みを希望するものを選択の上、「個別／枠保証申込書」（「個別／枠保証審査結果通知書」と兼用）を提出してください。

《必要書類》

(10)を提出
【ファクシミリ・電子メール可】

4. 保証料および事務手数料のお支払い

当社から「保証料等請求書」をファクシミリまたは電子メールにより送信します。

保証を開始する前に当社指定の口座にお振込みいただきます。なお、振込手数料はお客様でご負担いただきます。

保証料等のお振込み

5. 「支払保証承諾書」の発行

当社から「支払保証承諾書」を発行します。

保証開始日は「個別／枠保証申込書」をご提出いただいた3営業日後になります。

必要書類

お取引開始時に必要な書類（新規登録書類）

 ご提出書類の内容に変更があった場合、または更新された場合には、改めて提出をお願いすることがあります。

書 類 名		部数	備 考
(1)	重要事項説明書（個別保証／粋保証）	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。
(2)	保証取引契約書（個別保証／粋保証）	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。
(3)	登録事項等届出書	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。
(4)	履歴事項全部証明書	1 通	発行から3ヶ月以内のもの
(5)	印鑑証明書	1 通	発行から3ヶ月以内のもの
(6)	直近の決算書	1 通	【確定申告様式】お客様の直近のもの

保証依頼・保証申込に必要な書類

書 類 名		部数	備 考
(7)	個別／粋保証審査依頼書	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。
(8)	成因明細書（個別保証の場合）	1 通	【当社所定様式】押印は不要です。
(9)	成因確認書類（個別保証の場合） 契約確認書類（粋保証の場合）		①個別保証の場合 a) 元請建設企業との取引を確認できる契約書、注文書および請書の写しを提出してください。 b) 元請建設企業からの支払額を確認できる支払通知書、請求書の写しを提出してください。（元請建設企業が支払額の通知をしていない場合は、請求書のみを提出してください。） c) 手形保証の場合のみ、保証を希望される手形の両面の写しを提出してください。 ②粋保証の場合 ・「①個別保証」のa) を提出してください。
(10)	個別／粋保証申込書	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。



北保証サービス株式会社
業 務 部

札幌市中央区北3条西4丁目1番地4D-LIFEPLACE札幌12階
TEL 011(241)8654 FAX 011(222)6601
URL <http://khs-net.jp>
〔貸金業者登録番号〕北海道知事(7)石第03008号

KITA HOSHO SERVICE CO.,LTD